

入札契約制度の見直しの基本的な方向性について

【これまでの制度見直しの流れとその評価について】

(論点) 一般競争入札、総合評価方式等の多様な入札方式の導入、入札契約適正化法の制定等のこれまでの取組みについて、入札契約にかかる現状を踏まえ、どのように評価するか。

1. これまでの制度見直しの流れ

- 不正行為の起こらないシステムを目指しつつ、企業の技術力を適確に評価・活用するため、平成5年、10年の中央建設業審議会の建議等に基づき、大規模工事における一般競争入札、中規模工事における公募型指名競争入札に始まり、VE、設計施工一括方式、総合評価方式等の多様な入札方式を導入してきたところ。
- このほか、入札契約に係る各種情報の公表、第三者機関による監視、ペナルティの整備等を実施してきたところ。
- さらに、平成13年度より入札契約適正化法を施行し、上記のような取組みについて、各発注者での実施を促進してきたところ。

2. これまで取組みの評価

- 現在の実態としては、様々な制度改革のメニューが提示されている一方で、普及が進んだ措置、遅れている措置がある。まず、これまでの取組みの基本的な方向性について、どのように評価するか。

- また、例えば、情報公表の徹底という動きの中で、予定価格や最低制限価格が公表されることに伴い、適切な積算を行わずに入札に参加する業者が増加したことや、抽選落札が増加したことが、問題として指摘されているが、このように、制度見直しの結果として何らかの弊害が生じているのではないか。
- 他方、普及が遅れている措置については、何がネックとなっているのか。また、どのような改善を図ることが適切か。
- このほか、今後の取組みの方向性を検討するに当たって、特に考慮すべき点としては、どのような問題があるか。

【参考】昨今の入札契約に係る概況

- ① 平成5年建議関係（平成16年3月末、実施地方公共団体の割合）
 - ・ 一般競争入札採用：35.9%
 - ・ 公募型指名採用：16.0%
 - ・ 第3者機関設置：6.9%
- ② 平成10年建議関係（平成16年3月末、実施地方公共団体の割合）
 - ・ 総合評価方式：5.0%
 - ・ 入札時VE：1.8%、契約後VE：2.2%
 - ・ 設計施工一括方式：2.7%
- ③ 入札契約適正化法制定による適正化措置の推進
 - ・ 特に、入札契約に係る情報公表が進捗
- ④ 入札契約適正化法制定後の動向
 - ・ 官製談合防止法の制定
 - ・ 違約金特約条項の導入進捗
 - ・ ダンピング受注の増加、抽選落札の増加等

【建設業を巡る構造変化とさらなる対応の必要性について】

(論点) 過剰供給構造の深刻化といった建設業を巡る厳しい現状を踏まえた場合、今後の入札契約制度改革にあたっては、どのような点を重視すべきか。

1. 建設業に係る現状認識

- 建設投資の減少が続き、深刻化する過剰供給構造の中で、将来的にも建設投資の伸びを前提とできない状況下では、企業の再編淘汰は避けられないところであり、社会資本の適正な整備や管理を担保するためにも、この再編淘汰の過程を通じて、建設業全体の健全な発展を図ることが必要。
- しかしながら、昨今の状況を見れば、現に、ダンピング受注、適正施工への懸念、入札における偶然性の顕在化、下請への不当なしわ寄せ等の様々な問題が存在。
- これらの問題は、短期的に工事の質の低下等を招くだけでなく、経営状況の悪化等を通じて、中長期的には、若年齢層の建設産業への参入の減少、賃金水準の低下等を招き、産業全体としての疲弊、衰退につながるものと懸念されるところ。

2. 建設業の現状を踏まえた対応の方向性

- 建設業を巡る構造変化等の現状を踏まえ、公共工事という市場において競争原理が適切に機能し、「技術と経営に優れた企業」が公正に選別され、伸びていける競争環境を実現することが必要であると考えられるが、どのような取り組みを行っていくべきか。
- 特に、企業の再編淘汰が避けられないのであれば、「技術と経営に優れ

た企業」が公正に選別され不良・不適格業者が適確に排除されることが必要であると考えられる。しかしながら、公共工事の入札契約においては、不正行為の防止を目的として、従来型の指名競争が見直され、企業評価・選定の透明化を図る観点から、一律に入札に参加することを認めることとした結果、能力の優劣にかかわらず請負業者が選定される事態が増加し、不良・不適格業者の参入や各企業における企業努力の減退、さらには、産業全体としての弱体化等を招くこととなっているとの声もあるが、これらの意見に対しどのように対応すべきか。

【今後の入札契約制度に求められる見直しの視点について】

(論点) 技術力評価の一層の充実を求める意見や、上記の評価、建設業の現状等を総合的に勘案した場合、今後の制度見直しに対し、どのような視点が求められるか。

1. 基本的な視点の共有の重要性

- これまでの建議等において、様々な入札方式が提示され、また、関連する諸制度について見直しの方向性が示され、これらを踏まえて、関係各機関において様々な取組みが実施されてきたが、その結果十分な成果が得られていると言えるか。
- 各発注者の自主性や諸事情を尊重しつつも、競争を通じ建設産業全体としての健全な発展を実現し、社会資本の適正な整備や管理を行うためには、各発注者が、基本的な問題認識を共有した上で、入札契約制度の見直しに取り組むことが必要ではないか。
- また、関連する諸制度の見直しに当たっても、同様に認識を共有した上で、目的の実現に資する改革が行われることが必要ではないか。

2. 求められる基本的な視点

- 現在の建設業を取り巻く環境等を勘案すれば、より良い仕事をした事業者には適切な評価、優遇を明確に与え、コストの節減だけでなく、より良い仕事をしようというインセンティブを事業者に与えることが必要であり、このためには、個々の入札を切り離して取り扱うのではなく、事業者ごとに工事成績を適切に評価すること等により、それ以降の入札につなげていくような制度を構築することを検討すべきではないか。

- よりよい仕事を行うことが、次の受注機会の拡大につながる制度として機能させることが重要であり、このような制度の運用が実現できれば、短期的に工事の質を向上するためのインセンティブとなるだけでなく、中長期的には、競争を通じ業者の施工能力を高め、建設業の健全な発展を促すものと考えられるため、このような基本認識をもって、各発注者が今後の入札契約制度の改革に取り組むことが必要ではないか。

3. 見直しのポイント

- 具体的な見直しのポイントとしては、どのようなものがあるか。例えば、次の2点が重要な課題として考えられるか。
 - ① インセンティブ効果を考慮した企業評価の見直し
 - ② 企業の総合力を反映できる入札方式の導入
- このほか、このような制度改革を支える共通的な制度・取組みとして、工事成績評定の充実、企業情報の共有、情報公表の徹底等を推進することが必要となるのではないか。
- さらには、建設業法による業規制など、入札契約制度以外の関連制度についても、連動して改革を検討することが必要ではないか。
- なお、これらの制度改革に当たって、特に配慮すべき事項としてどのようなものがあるか。例えば、その普及拡大を促進するためには、簡便性を重視するほか、外部機関の活用等により発注者をサポートする仕組みの構築等についても検討する必要があるのではないか。

入札契約適正化の取組みの経緯

一般競争入札等の導入

○「公共工事に関する入札・契約制度の改革について」(平成5年12月21日 中央建設業審議会建議)

～公共工事をめぐる不祥事の発生により損なわれた国民の信頼を回復するとともに、建設市場の国際化への要請に対応して国際的視点を加味する観点から、「不正の起きにくい」入札・契約システムの構築を目的に、制度の透明性・客觀性、競争性の大幅な向上を建議～

- ① 大型工事に「一般競争方式」を導入(平成6年度～)
- ② 中小工事は、透明性の高い「公募型指名競争方式」の導入など(平成6年度～)
- ③ 入札監視委員会の設置(平成6年度～)
- ④ 工事完成保証人制度の廃止と履行ボンドを含む新たな履行保証体系への移行(平成8年度～)

○「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」(平成6年1月18日 開議了解)

～国際性を加味した政府全体の入札・契約手続改善の共通的指針～

〔一般競争方式を導入すべき基準額〕

期間	発注期間	国 (450万SDR)	政府関係機関 (1,500万SDR)	都道府県・指定都市 (1,500万SDR)
	14. 4. 1～16. 3. 31	6. 6億円	22. 2億円	22. 2億円

○ 地方公共団体に対する実施の要請

一部市町村等において改革が不徹底であることから、自治省と共同して改革を要請
(平成5年12月・7年1月・11月・8年11月・9年12月 建設省・自治省共同通知)

競争入札の多様化

- 「建設市場の構造変化に対応した今後の建設業の目指すべき方向について」
(平成10年2月4日 中央建設業審議会建議)

～建設投資の低迷、国際化による競争の激化など建設市場の構造変化に対応して、技術と経営に優れた企業が伸びられる透明で競争性の高い市場環境の整備を進める観点から、入札・契約制度の更なる改善と建設業の構造改革の推進について建議～

<入札・契約制度の更なる改善～競争性、透明性の一層の向上～>

- ① 多様な入札・契約方式の導入～技術力による競争の促進～(国土交通省等で試行中)

○入札時VE(価格競争型) ○技術提案総合評価方式

○契約後VE ○設計・施工一括発注方式

- ② 入札・契約手続の透明性の一層の向上

○経営事項審査の結果の公表(平成10年7月より結果の公表を開始)

○資格審査・格付けの結果の公表(建設省直轄工事では平成11・12年度格付けの等級から公表)

○予定価格の事後公表(建設省等で平成10年度から公表)

<建設業の構造改革の推進>

○建設業許可業種区分の見直し ○公共工事における企業評価の在り方

○不良不適格業者の排除等

- ・規制緩和推進3か年計画(平成10年3月31日 閣議決定)←行政改革委員会最終意見(平成9年12月12日)

○ 地方公共団体に対する実施の要請

「地方公共団体の公共工事に係る入札・契約手続及びその運用の更なる改善の推進について」
(平成10年4月1日・平成11年1月19日・平成12年2月1日 建設省建設経済局長・自治省行政局長連名通知)

全発注者にわたる統一的な入札契約の適正化の推進

○「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の公布(平成12年11月27日)

～国、特殊法人等、地方公共団体の発注者全体を通じて、入札・契約の適正化を総合的に促進し、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達を図る～

＜全ての発注者に義務付ける事項＞

- ① 毎年度の発注見通しの公表(発注工事名・時期等)
- ② 入札・契約に係る情報の公表(入札者・入札金額、落札者・落札金額等) 等

＜各発注者が取り組むべき努力事項＞

- 「適正化指針」(ガイドライン)の閣議決定(平成13年3月9日)
 - ・入札・契約の方法の改善(一般競争・指名競争の適切な実施等)
 - ・不正行為の排除の徹底(談合情報対応マニュアルの整備、指名停止等厳正な対応等) 等

さらなる入札契約適正化の推進(1)

○「公共工事の入札契約の適正化徹底の方策検討委員会報告」(平成14年3月27日)

～地方公共団体等における公共工事に係る不正行為に対応して、入札契約適正化法の徹底及びフォローアップを図るとともに、不正行為の排除をより一層進めるための方策について、次官・関係局長等からなる省内検討委員会においてとりまとめ～

- ①(地方公共団体を含む)入札契約適正化法の徹底、フォローアップの実施
- ② 透明性の向上(予定価格の事前公表の特殊法人等における試行、現場説明会の廃止等)
- ③ 競争性の向上
 - 中規模工事における一般競争入札(詳細条件審査型一般競争入札)の試行の拡大
 - 民間企業の技術力の活用を図る総合評価落札方式の試行の拡大
 - 工事費内訳書の提出の促進 等
- ④ 監視機能の強化、ペナルティの厳正化(指名停止、監督処分の厳正な実施等) 等

さらなる入札契約適正化の推進(2)

○「入札契約適正化の徹底のための当面の方策」(平成15年4月15日)

～入札契約適正化法の一層の徹底を図るとともに、公共工事の品質確保等の発注者責任を果たすため、競争性・透明性の向上、技術力による競争等の推進等を一層促進する方策についてとりまとめ～

<地方公共団体等における入札契約適正化法の促進>

- ・入札監視委員会等第三者機関運営指針の策定 等

<国土交通省直轄工事等における入札契約の改革>

① 競争性・透明性の向上(詳細条件審査型一般競争入札の拡大、混合入札の促進等)

② 技術力による競争等の推進

○総合評価方式等の推進 ○工事成績を重視した入札の導入 ○技術提案を重視した入札の導入

○入札参加者の技術力審査等の強化 ○施工監督の強化 等

③ 不正行為等の防止

○ペナルティの強化(指名停止基準の強化等) ○談合等に係る違約金特約条項の創設

さらなる入札契約適正化の推進(3)

○「行政効率化推進計画」(平成16年6月15日)

～行政の無駄を省き、「簡素で効率的な政府」を実現するため、内閣に行政効率化関係省庁連絡会議が設置され、16年6月15日に「行政効率化推進計画」を決定～

<公共調達の効率化に関する主な施策内容>

① 一般競争入札の拡大

不良・不適格業者排除及び適正施工確保のための措置強化等とともに一般競争入札を逐次拡大

② 公募型指名競争入札等の推進

公募型指名競争入札等による調達の割合に関する目標を定め、実施状況を公表

③ 特定JV義務付け廃止

④ 再度入札の繰返し回避

再度入札を繰り返すことは可能な限り回避し再度公告を実施 等

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

公布: 平成12年11月27日 施行: 平成13年4月1日

目的

国、特殊法人、地方公共団体等の発注者全体を通じて、入札・契約の適正化の促進により、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達を図る。

入札・契約適正化の基本原則の明示

- ①透明性の確保 ②公正な競争の促進 ③適正な施工の確保 ④不正行為の排除の徹底

全ての発注者に義務付ける事項

(1)毎年度の発注見通しの公表

- ・発注工事名・時期等を公表(見通しが変更された場合も公表)

(2)入札・契約に係る情報の公表

- ・入札参加者の資格、入札者・入札金額、落札者・落札金額 等

(3)施工体制の適正化

- ・丸投げの全面的禁止
- ・受注者の現場施工体制(技術者の配置・下請の状況等)の報告
- ・発注者による現場の点検等

(4)不正行為に対する措置

- ・不正事実(談合等)の公正取引委員会、建設業許可行政庁への通知

各発注者が取り組むべきガイドライン

(1)「適正化指針」の閣議決定

- ・国土交通大臣、総務大臣、財務大臣が共同で案を作成

(2)主な内容

- ①第三者機関による入札過程、契約内容等のチェック
- ②苦情処理手続き、体制等の整備
- ③入札・契約の方法の改善(総合評価方式等による民間の技術力の活用、指名競争における指名の適正化・透明化等)
- ④工事の施工状況の評価実施の徹底
- ⑤その他
 - ・不良不適格業者の排除
 - ・ダンピングへの対応
 - ・入札・契約のIT化の推進 等

発注者は、指針に従い、入札・契約の適正化を推進

各発注者の適正化措置の実施状況についてフォローアップ

- ・毎年度、取り組み状況を把握し、公表 → 平成16年10月15日に、15年度末時点での調査結果をとりまとめ、公表。
- ・適正化措置の更なる実施を要請 → 平成16年12月28日に、財務省・総務省と連携し、要請文を発出。

適正化指針の概要

平成13年3月9日閣議決定

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、公共工事の発注者である国、特殊法人等、地方公共団体が統一的、整合的に公共工事の入札及び契約の適正化を図るため取り組むべきガイドラインとして定める。

国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、各発注者の取組み状況について、毎年度、調査し、結果を公表し、指針に照らして特に必要のある場合は改善を要請する。

1 透明性の確保

(1)情報の公表

入札及び契約に係る情報は、すべて公表を基本とし、法により公表を義務付けている事項（有資格業者名簿、指名基準、入札者名、指名業者名、指名理由等）のほか、次に掲げる事項についても公表。

- ① 競争参加者の客観点数、主観点数及びそれらの合計点数並びに順位
- ② 等級区分を定めたときの基準
- ③ 予定価格及び積算内訳
- ④ 低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格 等

なお、予定価格については、国は、事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合において、契約締結後に、公表。地方公共団体は、入札前においても予定価格の公表可（低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格の取り扱いもそれに準じる）。

(2)第三者の意見を適切に反映する方策

入札及び契約手続きに関し、学識経験者等の第三者からなる入札監視委員会等の第三者機関の設置等の方策を講ずる。

なお、第三者機関は、共同設置や既存組織（監査委員制度等）の活用も可能。

2 公正な競争の促進

入札及び契約の方法の改善

- ① 一般競争入札については、資格審査の体制整備等を図りつつ適切に実施、指名競争入札については、受注者の意向を確認して行う公募型指名競争入札等を適切に実施
- ② V E (Value Engineering) 方式等の民間の技術提案を受け付ける方式及び安全性、環境、交通の確保等価格以外の要素を重視すべき工事について総合評価方式を活用
- ③ いわゆる地域要件については、過度に競争を制限することとならない運用
- ④ 中小・中堅建設業者に対する受注機会の確保を図るとともに、共同企業体運用基準の策定等によりJV制度を適切に活用
- ⑤ 設備工事等に係る分離発注を適切に実施
- ⑥ 談合等の不正行為やダンピング防止等の観点から、入札金額の内訳の提出を求めるように努める
- ⑦ 積算を適正に行うとともにいわゆる歩切りは厳に慎む

3 談合その他の不正行為の排除の徹底

(1) 談合情報への適切な対応

入札談合を疑うに足りる事実があるときは公正取引委員会へ通知。談合情報への対応要領を策定、公表。

(2) 建設業法違反への適切な対応

一括下請負等を疑うに足りる事実があるときは建設業許可行政庁等へ通知。施工体制の把握に係る要領を策定、公表。

(3) ペナルティの厳正な運用

あらかじめ指名停止基準を策定、公表。また、指名停止の相手方の名称、期間、理由等を公表。

談合による損害額の認定が可能な場合においては、損害賠償の請求を行うよう努める。

(4) 談合への発注者の関与の防止

発注者が談合に関与することはあってはならないことであり、適正化法等に基づく入札及び契約の手続の透明性向上等により、不正行為の起こりにくい環境を整備。

4 公共工事の適正な施工の確保

(1) 公共工事の施工状況の評価

受注者を適正に選定するため、工事成績評定を行うように努める。工事成績評定に当たっては、あらかじめ要領を策定、公表。工事成績評定の結果を、受注者に対し、通知するとともに、公表。

(2) ダンピングの防止

ダンピングは、建設業の健全な発達を阻害するとともに、手抜き工事、下請けへのしわよせ等につながりやすいことから、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用によりダンピング受注を排除。低入札価格調査については、調査内容の明確化等により適切に実施し、当該調査の結果の概要を公表。

(3) 施工体制の把握の徹底等

公共工事の品質の確保の観点から、監督及び検査についての基準を策定、公表。

また、疎漏工事の誘発の防止等の観点から、施工体制台帳の活用等により、元請下請を含めた適正な施工体制が確保されるよう指導。

5 その他の入札契約の適正化の促進

(1) 不良・不適格業者の排除

- ① 入札、工事の施工等の各段階における発注者支援データベースの活用等による監理技術者の現場専任の確認
- ② 工事施工前の監理技術者資格者証の確認
- ③ 立入点検による監理技術者の専任の確認等

(2) ISOの活用に関するこ

公共工事の品質確保に効果的なISO9000シリーズの認証取得を促進。

(3) IT化の推進等

IT化の推進による業務運営の効率化、競争性の向上等を図る。また、入札及び契約に関する情報の公表に関しインターネット等を活用。

入札契約適正化法及び適正化指針の措置状況調査結果について

1. 入札契約適正化法により義務付けられた事項

入札契約に係る情報の公表

(1) 発注見通しの公表

国、特殊法人等、都道府県、指定都市: 100%
市区町村: 95%

(4) 契約の相手方の名称の公表

国、都道府県、指定都市: 100%
特殊法人等: 97%
市区町村: 94%

(2) 指名基準の公表

国、都道府県、指定都市: 100%
特殊法人等: 97%
市区町村: 72%

(7) 契約変更後の契約金額の公表

国、特殊法人等、都道府県、指定都市: 100%
市区町村: 72%

(3) 指名業者名の公表

国、特殊法人等、都道府県、指定都市: 100%
市区町村: 96%

(8) 随意契約の相手方の選定理由の公表

国、特殊法人等、都道府県、指定都市: 100%
市区町村: 62%

適正な施工の確保

◎ 施工体制台帳の写しの提出

国: 94%、特殊法人等、都道府県 及び 指定都市: 100%、市区町村: 83%

2. 適正化指針により努力することが求められている事項

入札契約に係る情報の公表

(1) 予定価格の事後公表

国: 83%、特殊法人等: 73%

都道府県: 55%、指定都市: 62%

市区町村: 42%

※事前公表を実施している地方公共団体: 26%

(5) 第三者機関の設置等(監査委員等既存の組織の活用等も含む)

国: 56%、特殊法人等: 57%

都道府県: 100%、指定都市: 100%

市区町村: 4%

(2) 最低制限価格の事後公表

都道府県: 55%、指定都市: 50%

市区町村: 26%

※事前公表を実施している地方公共団体: 15%

(6) 入札時における工事費内訳書の提出

国: 78%、特殊法人等: 65%

都道府県: 83%、指定都市: 85%

市区町村: 48%

公正な競争の促進のための入札契約の方法の改善

(1) 一般競争入札の実施状況

国、都道府県、指定都市: 100%

特殊法人等: 95%

市区町村: 34%

(2) 公募型指名競争入札の実施状況

国: 50%、特殊法人等: 60%

都道府県: 83%、指定都市: 100%

市区町村: 14%

適正な施工の確保

(1) 工事の監督基準の策定及び公表

国: 策定67%、公表50%
特殊法人等: 策定92%、公表76%
都道府県: 策定96%、公表72%
指定都市: 策定92%、公表77%
市区町村: 策定52%、公表27%

(2) 工事の検査基準の策定及び公表

国: 策定67%、公表50%
特殊法人等: 策定92%、公表73%
都道府県: 策定98%、公表83%
指定都市: 策定100%、公表85%
市区町村: 策定55%、公表27%

(3) 工事成績評定要領の策定及び公表

国: 策定61%、公表39%
特殊法人等: 策定81%、公表68%
都道府県: 策定100%、公表98%
指定都市: 策定100%、公表100%
市区町村: 策定51%、公表21%

(4) 発注者支援データベース・システムの活用

国: 56%、特殊法人等: 51%
都道府県、指定都市: 100%
市区町村: 22%

その他

(1) 談合等に係る違約金条項の導入状況

国: 44%、特殊法人等: 43%
都道府県、指定都市: 100%
市区町村: 18%

(2) 電子入札システムの導入状況

国: 67%、特殊法人等: 16%
都道府県: 72%、指定都市: 46%
市区町村: 3%

入札契約適正化法に基づく要請について

H16.12.28 公共工事の入札及び契約の適正化の推進について

昨今の入札契約をめぐる動向を勘案し、特に取組みの強化を図るべきポイントとして3点をピックアップ

I 昨今の公共工事の入札及び契約を巡る動向に鑑み 特に対応を強化すべきであると認められる事項

1. 談合等の不正行為及び発注者の関与の防止の徹底

発注者職員が逮捕される事件も発生するなど、未だ不正行為が後を絶たない状況を重く受け止め、その防止措置に総合的に取り組むとともに、不正行為に対し厳正に対処すること。

2. 指名停止措置等の適正な運用の徹底

中央公契連モデル及び同運用申合せを参考に、適切な基準を設定すること。特に、立入調査等の段階で指名停止措置を講ずることや指名停止措置要件に該当する疑いがあることのみをもって指名回避を行うことは望ましくない運用事例とされていることに十分留意すること。

3. ダンピング受注の防止の徹底

- (1) 最低制限価格の事前公表については、同額入札・抽選落札により適切な積算を行わない業者が受注することも懸念されるため、事前公表の実施の適否を含め十分検討し、これらの問題が生じないよう取り扱うこと。
- (2) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用に加え、低価格入札に対し、配置技術者の増員の義務付け、履行保証割合の引上げ、前払金支払割合の引下げ等の実効性の高い対策の導入を積極的に検討すること。

II 措置状況調査の結果から引き続き実施を推進する ことが必要であると認められる事項

1. 入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保

- (1) 入札及び契約に関する情報の一層の公表の推進
- (2) 第三者機関等の活用による入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性及び公平性の確保の推進
- (3) 苦情等への適切な対応の推進

2. 公正な競争促進のための入札及び契約の方法の改善

- (1) 適切な入札方式の実施及び適正な企業評価に基づく受注者選定の推進
- (2) 入札時における工事費内訳書の提出等の促進

3. 低入札価格調査制度の適正な実施等によるダンピング受注の防止の徹底

4. 適正な施工の確保

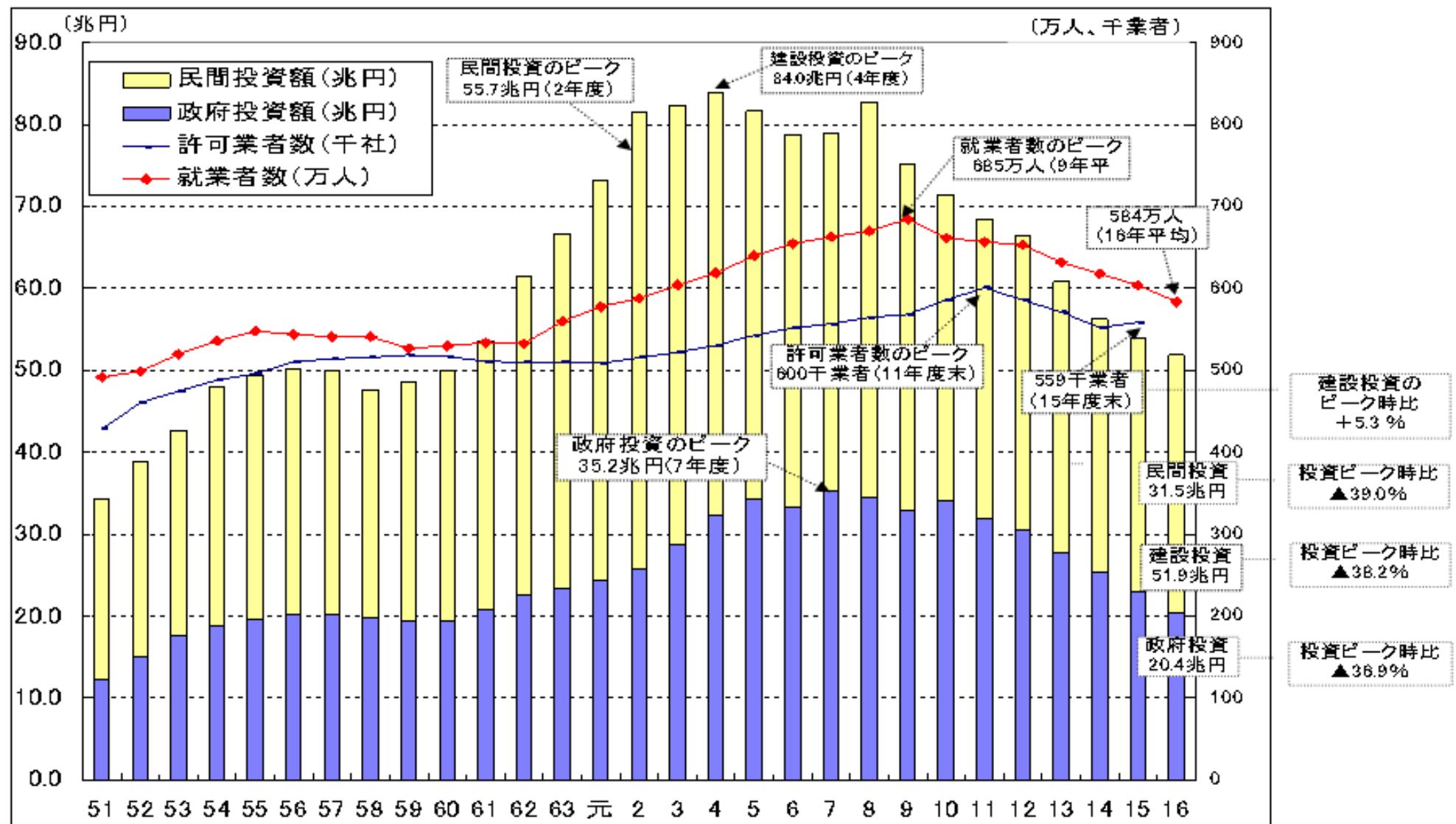
- (1) 施工体制台帳の写しの発注者への提出等の徹底
- (2) 施工体制把握のための要領、工事の監督・検査の基準の策定及び公表の推進
- (3) 発注者支援データベースの活用の推進

5. 電子入札の導入等の推進

※ 要請にあわせ、施工体制適正化の推進のため、以下のとおり「施工体制台帳等活用マニュアル」を改正

1. 専任技術者については3ヶ月以上の雇用関係が必要であることに留意すること。
 2. 第三者による施工体制の確認を容易にするため、施工体系図の掲示、施工体制台帳の開示を適切に行うこと。(要請Ⅱ 4. (1)でも記載)
- また、地方公共団体の入契法義務付け事項の実施率の分布状況とともに、人口5万人以上の未実施団体名を公表

建設投資(名目値)、許可業者数及び就業者数の推移



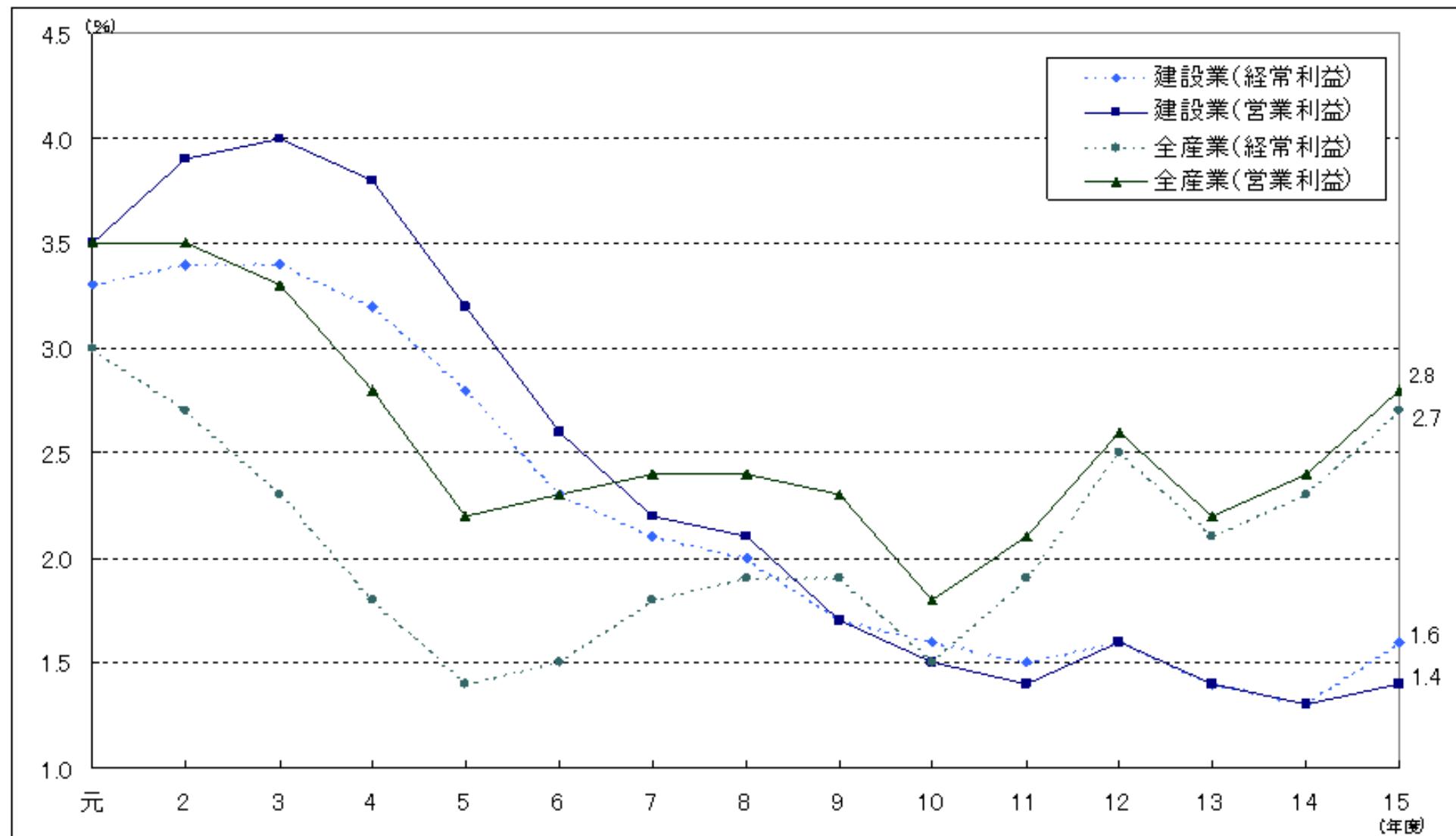
(資料出所) 国土交通省「建設投資見通し」、「許可業者調べ」、総務省「労働力調査」

注1 投資額の平成14年度、15年度は見込み、平成16年度は見通し。

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値。

注3 就業者数は年平均。

建設業の利益率の推移



(資料出所) 財務省「法人企業統計」

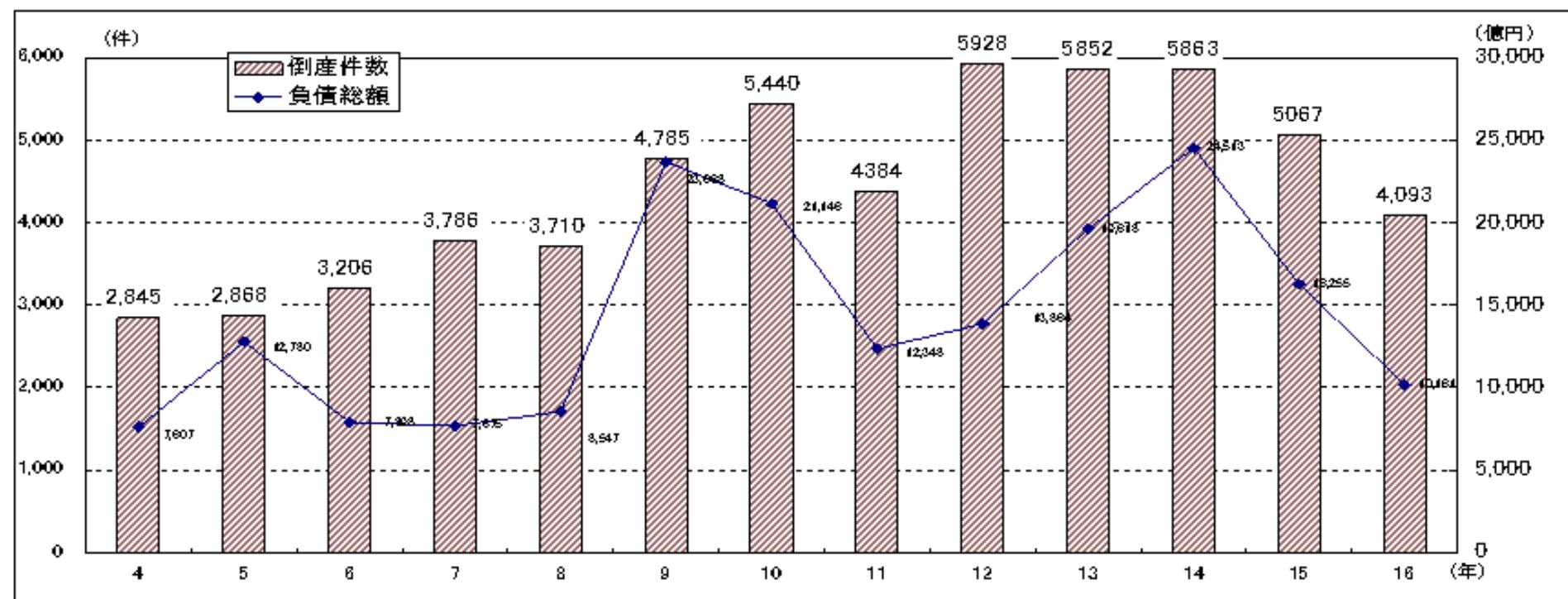
	H3年度 (利益率のピーク)	→	H4年度 (建設投資のピーク)	→	H15年度 (対ピーク比)
営業利益率	4.0%	→	3.8%	→	1.4% ($\Delta 2.6\text{pt}$)
経常利益率	3.4%	→	3.2%	→	1.6% ($\Delta 1.8\text{pt}$)

建設業の倒産の状況

○倒産件数の推移(負債総額1千万円以上)

	H4年	H13年	H14年	H15年	H16年
・件 数	2,845	5,852	5,863	5,067	4,093 (件)
・負債総額	7,607	19,618	24,513	16,255	10,161 (億円)

※H16年は、件数で対前年比19.2%減、負債総額で37.5%減となっている。



○全産業に占める建設業の倒産の割合

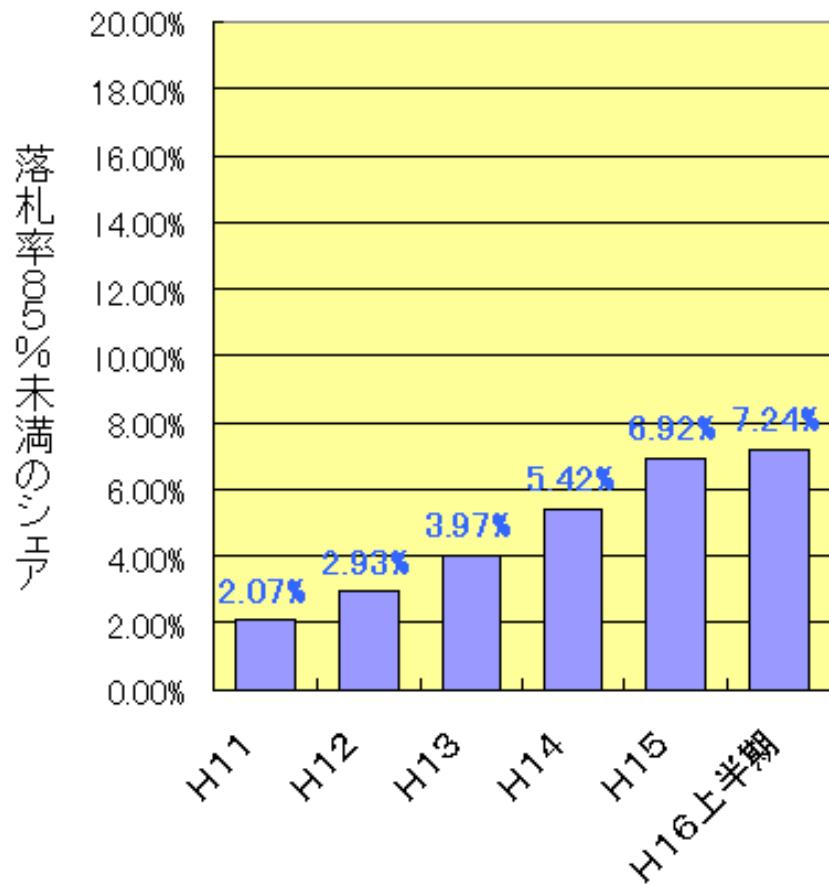
	H4年	H13年	H14年	H15年	H16年
・件 数	20.1%	30.1%	30.1%	30.5%	29.7%
・負債総額	10.1%	12.1%	17.8%	13.8%	13.8%

(帝国データバンク調べ)

直轄及び都道府県における落札率85%未満の推移

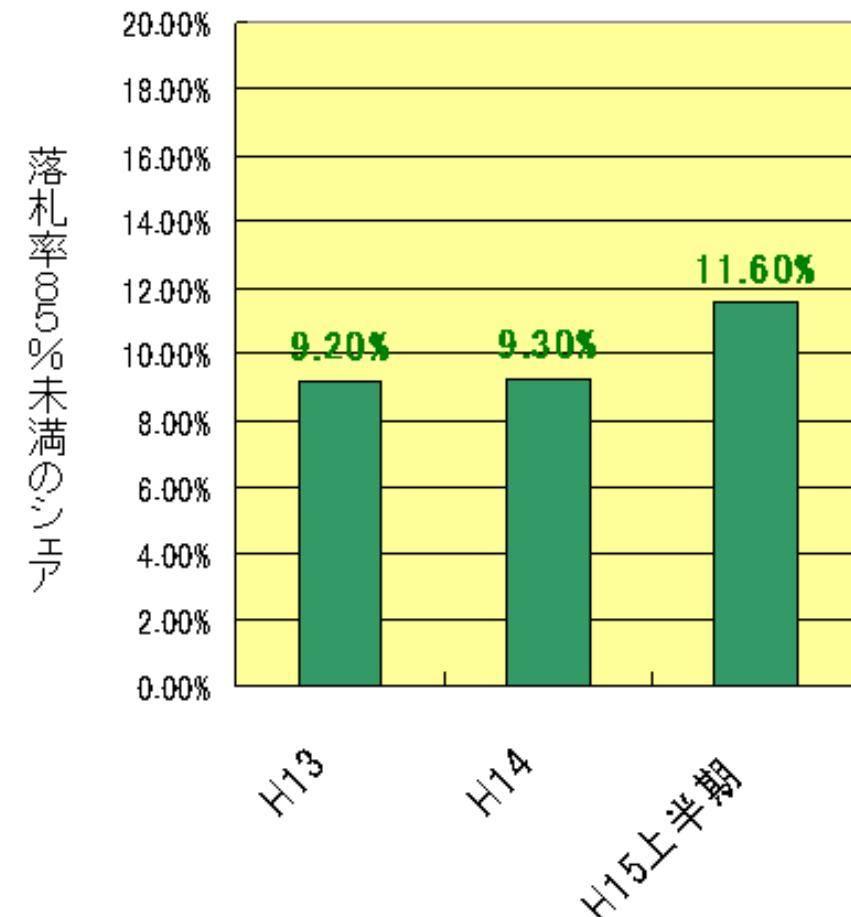
- ・国土交通省直轄工事においては、落札率85%未満の工事が年々増加し、H16上半期には85件(全体の約7%)
- ・都道府県では、全体の約1割は落札率85%未満の工事

国土交通省直轄工事における落札率85%未満の工事の状況



※落札率85%未満の工事のシェア

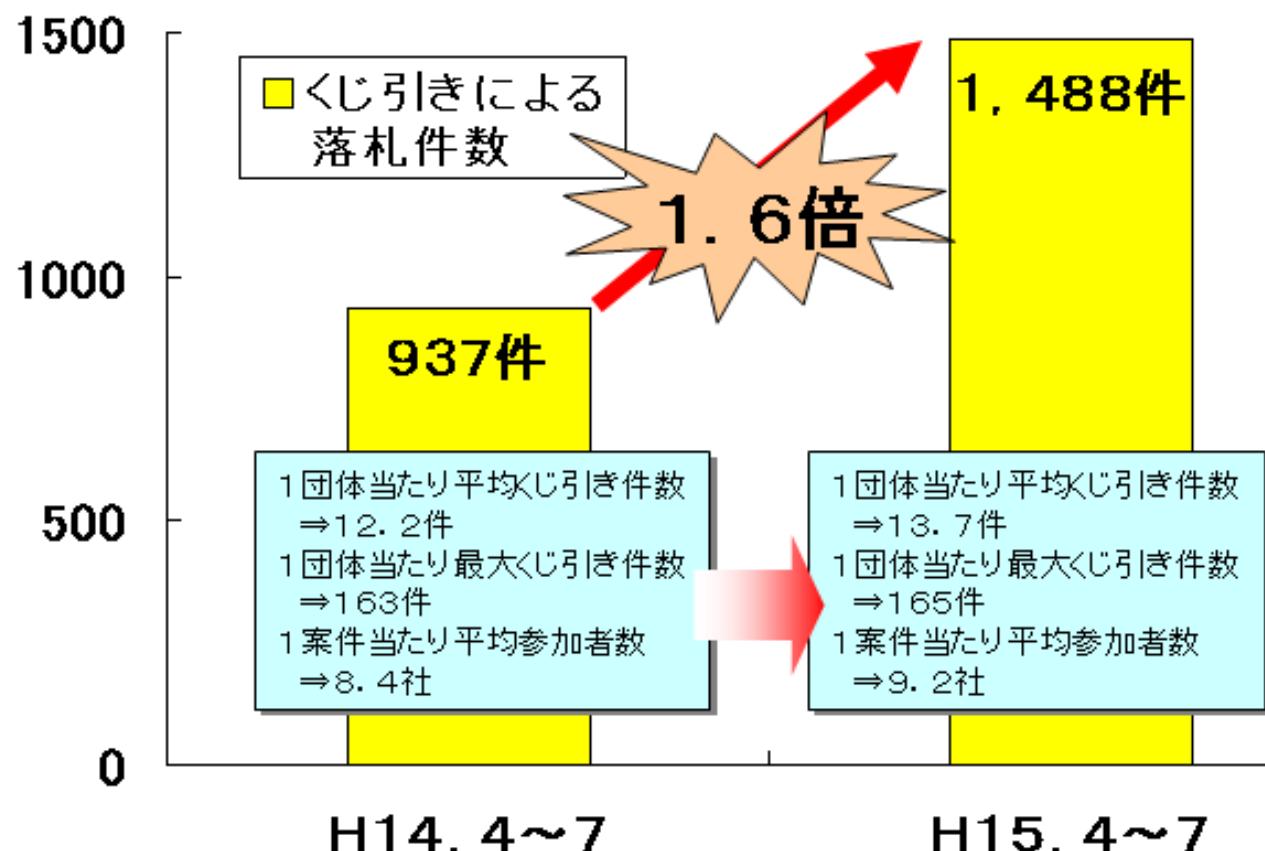
全都道府県における落札率85%未満の工事の状況



※落札率85%未満の工事のシェア

地方公共団体におけるくじ引きによる落札決定の実態

- 全国の地方公共団体のうち、最低制限価格制度を導入している1,826団体を対象に実態調査を実施
- 最低制限価格を事前公表しているのは236団体。この約60%に相当する145団体においてくじ引き落札が発生
- H14年度とH15年度の同時期(4~7月)で比較すると、くじ引きによる落札件数はおよそ1.6倍に急増



くじ引き発生団体数 (H14.4~H15.7)	145団体
くじ引き落札件数 (H14.4~H15.7)	5,337件
1団体当たり 年平均くじ引き落札件数	32.3件
1団体当たり 最大くじ引き落札件数	773件
1案件当たり 平均くじ引き参加者数	7.7社